

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

金地金（きんじがね）を業者に売ったときの税金について

Q 最近、金や白金の値段が上昇しているため、何十年も家のたんすに眠っている金の置物を業者に売却したところ、1000万円で売却できました。この金の置物は専業主婦である家内のものですが、所得税の課税対象になるのでしょうか？課税対象になる場合、税金はどの程度かかるのでしょうか？

解説

最近、金の相場が上昇し、町のあちこちで金を買取る業者が増えてきました。しかし、こうした金製品を売却した場合は**総合譲渡所得に該当**し、所得税が課税される可能性があります。

1. 所得区分と計算方法

金地金の売買を業務として営んでいない一般の方が、業者に売却した場合の所得は総合譲渡所得に該当します。**総合譲渡所得は譲渡した物の所有期間により下記の2つの区分に分かれ、それぞれ計算方法が異なります。**

(ア)短期総合譲渡所得金額（所有期間が5年以内のもの）

譲渡所得の金額 = 総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 50万円 (特別控除額)

(イ)長期総合譲渡所得金額（所有期間が5年超のもの）

譲渡所得の金額 = {総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 50万円 (特別控除額)} × 1/2

これが大きい！

2. 取得費が不明な場合

ずっと以前からたんすに眠っていたなど、取得した時の金額が分からない場合は、**取得費を収入金額の5%**とすることができます。

3. 税額のシミュレーション

例) 5年より前から家にあった金を**1000万円で売却**した収入がない主婦の場合（取得価額は不明）

長期総合譲渡所得の金額

(1000万円 - 1000万円 × 5% - 50万円) × 1/2 = 450万円

所得控除

38万円 (基礎控除のみ)

納付税額

(450万円 - 38万円) × 20% - 427,500円 = **396,500円**

4. 平成23年の税制改正

「**金地金等の譲渡対価の支払調書制度**」が創設され、業者が**200万円を超える**金地金を買取った場合、税務署に支払調書を提出する義務が生じました。(平成24年1月1日以後)

要するに...

最近、家に眠っている金を業者に買い取ってもらい、収入を得た人は多いのではないのでしょうか。一定の場合、**その譲渡益は譲渡所得として課税対象となります**ので、確定申告を忘れないようにしましょう。なお、他に収入のあるサラリーマンが金の買い取りをしてもらった場合、上記のシミュレーションよりも税額が高くなるので、気をつけましょう。